

衆議院国土交通委員会ニュース

【第208回国会】令和4年5月18日（水）、第13回の委員会が開かれました。

1 国土交通行政の基本施策に関する件（統計問題・知床遊覧船事故問題等）

- ・ 齊藤国土交通大臣から報告を聴取しました。
- ・ 齊藤国土交通大臣、三浦総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）菅家一郎君（自民）、藤岡隆雄君（立民）、城井崇君（立民）、大串博志君（立民）、市村浩一郎君（維新）、古川元久君（国民）、高橋千鶴子君（共産）、櫛淵万里君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

菅家一郎君（自民）

知床遊覧船事故

- ア 知床遊覧船事故に対する大臣の所見
- イ 知床遊覧船事故を起こした運航会社に対する厳格な処分の必要性
- ウ 知床遊覧船事故を起こした運航会社に対する監査等
 - a 当該運航会社の安全を軽視する体質が監査等で確認できなかった理由
 - b 事故3日前の日本小型船舶検査機構（JCI）による中間検査における確認の方法が適切であれば事故を防げたのではないかとの考えに対する見解
 - c 悪質な事業者に対して抑止力となるような厳格な罰則規定等を検討する必要性
 - d 国土交通省の事業者に対する監査や検査の在り方について見直しを行う必要性
- エ 事故の原因究明及び船体引き揚げの今後のスケジュール
- オ 海上保安庁の初動対応
 - a 巡視船艇及びヘリコプターの事故現場到着が遅れた原因
 - b 事故発生から1時間以内には救助活動が行えるよう救難体制の改善を図る必要性
 - c 自衛隊、各省庁及び民間機関とのできる限りの連携を図り初動対応に万全を期する必要性
- カ 国土交通省の現地事故対策本部等を早急に設置する必要性

藤岡隆雄君（立民）

- (1) 知床遊覧船事故に係る国土交通省の監査体制
 - ア 監査後の令和3年7月、北海道運輸局に提出された改善報告書において運航記録簿に同一の風速及び波高が連日記録された不自然な記載
 - a 国土交通省における改善報告書の確認体制及び内容の確認が不十分であったことの認識
 - b 同年10月に抜き打ちで訪問を行った際の運航記録簿の内容確認の有無
 - c 事故発生の要因と不十分な監査等との関連についての大臣の所見
 - イ 非常連絡表における運行管理補助者の記載
 - a 同年7月時点で運航管理補助者の氏名の記載がなかったことに対する国土交通省の指導の有無
 - b 同補助者が5人から1人に変更となった際の運航会社から届出や連絡の有無
 - c 連絡可能な同補助者の選任がなければ運航を認めるべきでないとする考えについての大臣の見解及び同補助者の選任又は交代の場合の届出等に係る制度改正の必要性
- (2) 波浪注意報等発令時に出航中止とするよう安全管理規程における運航基準を改定する必要性
- (3) 知床遊覧船事故において海上保安庁から自衛隊への災害派遣要請のタイミングの妥当性
- (4) 建設工事受注動態統計調査の不適切処理
 - ア 合算処理の見直しを訴えた職員等正義感のある職員の登用の必要性並びに合算処理及び二重計上を継続することとした幹部職員等に対する刑事告発の可能性

- イ 統計法の罰則について職員に周知する必要性
- ウ 建設工事受注動態統計調査の結果の誤りが建設総合統計については影響が軽微であるとされたが、各方面に与える影響は大きいことについての大臣の所見及び再発防止に向けた大臣の決意

城井崇君（立民）

(1) 建設工事受注動態統計調査の不適切処理

- ア GDPへの影響が軽微であってもその基となる統計が不正確であってはならないことに係る認識
- イ 国の統計全体に関する統計不正再発防止策について大臣が国全体へ実行を働きかける必要性
- ウ 統計に関わる人員不足と専門知識不足を改善するための具体的な方策
- エ 「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」（以下「検証委員会」という。）の報告書で指摘を受けるまで回収率の計算方法の誤りに関して担当が問題を認識しながら修正や公表をせず、過去のミスの影響も放置されていたことに関する大臣の見解及び今後の対応策

(2) 知床遊覧船事故

- ア 連日の風速、波高、視程が同じ数値である不適切な記録を見逃した令和3年6月の特別監査及び同年7月の行政指導の適正性
- イ 同年10月の運航会社への抜き打ち訪問の際の北海道運輸局の確認
 - a 「一部記録を確認できなかったが、求められているものを実施されていることを確認」との改善確認チェック表の報告の適正性
 - b 担当者不在のため安全教育計画及び記録の確認ができなかった旨の結果の記述の適正性
 - c 安全管理規程において連絡方法として定められている船舶衛星電話と携帯電話の確認方法及びそれらが常時通信可能であることの確認の有無
 - d 安全管理規程において運航基準で定める連絡地点における運航管理者への連絡についての確認の結果が丸と記載されたにもかかわらず、改めて全コースの連絡ポイントを確認するよう指導した理由
- ウ 運航会社が日常的に運航管理補助者を十分に確保できていなかったことに対する認識
- エ 日本小型船舶検査機構（JCI）が検査事務規程細則に定められた方法でカズワンの連絡方法の確認を行っていたことに対する認識
- オ 事故現場のような水温の低い海域においても全国一律の安全対策を適用することの妥当性
- カ 船舶の安全対策予算
 - a 新型コロナウイルスの影響で乗客が減少し船舶の設備の充実に課題がある中小事業者の船舶の安全対策の強化に向けた予算を令和4年度補正予算での措置を含めて確保する必要性
 - b 海上保安庁の体制強化のための予算確保の必要性

大串博志君（立民）

知床遊覧船事故

- ア 知床遊覧船事故対策検討委員会においてまずは行政の対応に不備がなかったかを議論する必要性
- イ 同検討委員会において、令和3年の特別監査後の行政指導書及び改善報告書並びに改善確認チェック表を配付し内容が適切であったかを確認する必要性
- ウ 同年7月に運航会社が提出した改善報告書
 - a 北海道運輸局において内容の精査及び必要に応じた事業者への問い合わせを行ったことの有無
 - b 北海道運輸局の担当者が改善事項について確認した内容が担当部長まで共有されていたことの有無
 - c 運航会社に対して北海道運輸局の担当者から改善事項について確認したメールを当委員会に提出する必要性

- エ 同年の特別監査後に運航会社が行った社内会議
 - a 会議内容及び会議の時間数並びに社長の同席の有無
 - b 社内会議の結果以外で、同社が安全管理体制の構築を図ると国土交通省が判断した根拠
- オ 安全統括管理者及び運行管理者
 - a 社長の安全統括管理者及び運行管理者への就任が令和3年5月、6月の2度の事故の直前であることの確認
 - b 小型船舶協議会会長の業務経験が安全統括管理者及び運行管理者の要件として求められる実務経験に該当していることに対する見解
 - c 社長が運航管理補助者の業務を行っていた事実の確認の有無
 - d 特別監査時に社長が安全統括管理者としての自覚を持ってほしいと北海道運輸局の担当者から指摘したことの確認
- カ 同年10月の抜き打ち訪問の際に確認できなかった、改善報告書に記載のあった安全教育のための勉強会の実施記録に対する国土交通省による再確認の必要性があったとの指摘に対する見解
- キ 特別監査及びその後の検査が不十分であったことに鑑みた国土交通省の責任に対する大臣の見解
- ク 国土交通省による特別監査及び指導監督等に不備があったことを認める必要性

市村浩一郎君（維新）

- (1) 建設工事受注動態統計調査の不適切処理
 - ア 不適切処理の原因として担当部署の職員の業務過多があったことについての見解
 - イ 政府統計のデジタル化
 - a 統計をできる限りデジタル化し、人手をかけないこととすることについての大臣の見解
 - b 政府統計の一元化を行った上でデジタル化の推進の在り方
 - c 統計委員会におけるデジタル化を含む公的統計の改善施策の取りまとめに要する期間
- (2) 知床遊覧船事故
 - ア 日本小型船舶検査機構（JCI）が事故の3日前に行った中間検査が適切であったことに対する見解
 - イ 事故発生後の対応についての第一義的な責任の所在
 - ウ 運航会社の社屋の無線が壊れていたことの確認
 - エ 海上保安庁の対応
 - a 事故の第一報を受けた部署及び同部署における事故当日の勤務体制
 - b 日頃から海難事故に備えた警察や自衛隊等との連絡調整の有無
 - c 自衛隊への災害派遣要請が速やかに行われなかった理由
 - d 救助等のためのヘリコプター及び固定翼機が離陸した基地名
 - e ヘリコプターが釧路から事故現場到着までに要する時間
 - f 救難に係るオペレーション判断を行った者及びその者が事故当日に在庁していたことの確認
 - g 知床遊覧船事故への海上保安庁の対応の問題点についての大臣の所見

古川元久君（国民）

- (1) 建設工事受注動態統計調査の不適切処理
 - ア 検証委員会の報告書が示している省庁横断的かつ抜本的な対策の可及的速やかな立案と実施についての取組状況
 - イ 配属された者が喜び等を感じるように省庁における統計部局の位置付けを変える必要性
 - ウ 抜本的な問題解決のために各省庁の統計部局を1つにまとめて統計庁を創設する必要性
 - エ 統計庁の創設について大臣が閣内で声を上げる必要性

(2) 武力攻撃があった場合の避難施設

- ア 内閣府の指定している避難施設の武力攻撃に対する耐性の有無及び国内の避難施設数
- イ 武力攻撃に対する避難施設として活用できる地下鉄の駅の有無
- ウ 地下鉄駅新設の際や公共施設の建設の際に地下に武力攻撃に対する避難施設を整備することにより、各地に有事に備えた避難所の整備を促進させる必要性

高橋千鶴子君（共産）

- (1) 新幹線の耐震化工事の前倒しの在り方及びその費用を利用者に転嫁することの妥当性
- (2) 対応すべき様々な課題がある中で地域公共交通としての役割も考慮して鉄道の運賃や料金の在り方を検討する必要性
- (3) 建設工事受注動態統計調査の不適切処理
 - ア 統計不正問題の重大性についての大臣の認識
 - イ 国土交通省が中止の理由を明確にせず合算書き換え中止を指示したことが原因で一部の都道府県で合算書き換えが継続されたことを認め、真摯に反省する必要性
 - ウ システム改修を行った際の決裁がなされていることから統計不正問題について組織的な関与が認められるにもかかわらず、本年5月の特別監察報告書において触れられていないことの是非
 - エ 遡及改定
 - a 平成28年度以降しか現存データがない中で平成25年度分から遡及改定できる理由
 - b 仮定と推計を用いた遡及改定の正確性に対する大臣の考え
 - オ 不適切処理により統計が損なわれたこと及び公文書管理法の規定を遵守していなかったことに対する大臣の責任
 - カ 総務省の統計委員会企画部会の下に設置された「公的統計品質向上のための特別検討チーム」における検討のポイント
 - キ 令和4年度における国土交通省の統計リソースの確保に係る予算及び人員要求が少額等であること等を踏まえ、統計に対する国土交通省の認識の軽さを反映したものとなっているという指摘に対する見解

榎淵万里君（れ新）

今国会に提出された建築物省エネ法等改正案

- ア この10年間のエネルギー消費量の削減量並びに建築物及び住宅分野におけるCO₂排出量の削減量
- イ 本改正案によるCO₂削減効果及び2030年までの追加施策の見通し
- ウ 新築の省エネ基準を満たす住宅に入居できる者は比較的高所得者に偏ってしまうことを踏まえ、国が率先して既存住宅の省エネリフォームを早急に促進する必要性
- エ 低所得者世帯やその賃貸住宅の家主に対して、必要な省エネ基準を満たすための住宅改修を全額国庫で負担するという積極財政による抜本的な対策を行う必要性
- オ 冬季の室温基準を定め、既存住宅をその基準に適合させるために国が省エネリフォームを財政支援する必要性
- カ 新築住宅への再生可能エネルギー（再エネ）設備の設置
 - a 見送られた新築住宅への再エネ設備の設置の義務化を再検討する必要性
 - b 地方自治体が定める建築物再生可能エネルギー利用促進区域における新築住宅には、説明義務だけでなく再エネ設備の設置を義務付け、その普及を国が財政支援していく必要性
- キ 地方自治体が地域の実情を踏まえて再エネ設備の設置を促すことができる制度の開始時期
- ク 既存の住宅の省エネリフォームや新築住宅の再エネ設備の設置義務化に対して積極的に国が財政

出動をして支援をしていくことに対する見解
ケ 住宅や建築物の省エネ化の投資効果を重んじて積極的に予算要求していくことについての大臣の見解